

令和5年度

帯広市

除雪実施計画

令和5年10月



都市環境部土木室道路維持課

目 次

1	除雪の基本方針	1
2	除雪の体制	5
3	除雪の実施延長	9
4	冬期間の安全管理	10
5	除雪連絡協議会	14
6	パートナーシップ除排雪	15
7	帯広市からのお願い	17
	・添付資料	
	雪捨場位置図	19
	令和5年度パートナーシップ除排雪メニュー	20

1 除雪の基本方針

1 除雪の目的

冬期間における市道の交通を確保し、市民の生命と財産を守り、市民生活の安定と社会活動の確保を目的とします。

2 除雪の期間

- ・令和5年11月15日～令和6年3月31日
- ・令和6年4月1日～令和6年5月中旬(4月以降の降雪時対応として)

3 除雪の出動目安

除雪は、降雪量が10cm～15cmを出動の目安とし、実施します。

また、吹き溜まりが発生したときや、火災・急病人の発生などにより緊急車両が積雪のために走行できないときは、その都度出動します。

4 除雪の実施基準と目標

除雪作業は、次頁に示した「表1 新雪除雪施工管理区分」のもと、朝の通勤・通学時間までの終了を目標に行います。

ただし、降雪状況によっては目標時間までに終わらない場合もありますが適宜、除雪作業を行います。

表 1 新雪除雪施工管理区分

工種	道路種別		間口処理	道路形状	施工状況		主な除雪機械
					仕上がり状況	除雪幅	
車道除雪工(市街地区)	1種道路(幹線)		有	4車線(片側2車線道路)	舗装路面が出ている状態	車道幅員の70%以上	グレーダー タイヤショベル
	2種道路(準幹線)		有	2車線+停車帯(片側1車線のほか停車帯がある道路)	舗装路面が出ている状態	車道幅員の70%以上	グレーダー タイヤショベル
	3種道路(補助幹線)		有	2車線(片側1車線で停車帯がない道路)	舗装路面が出ている状態	車道幅員の70%以上	グレーダー タイヤショベル
	4種道路	用地幅員8m以上	無	生活道路(1~3種道路以外の道路)	最小限の圧雪状態	4.0m~5.0m	タイヤショベル
用地幅員8m未満		無	用地幅員の60%以上				
車道除雪工(郊外地区)	3種道路(農村部幹線)		無	2車線(片側1車線で停車帯がない道路)	舗装路面が出ている状態	車道幅員の100%	グレーダー 除雪トラック
	4種道路	用地幅員8m以上	無	農村市街地	最小限の圧雪状態	4.0m~5.0m	タイヤショベル
		用地幅員8m未満	無			用地幅員の60%以上	
	農村道		無	農村道		車道幅員の100%	
除雪工 歩道	幹線道路、市内中心部、学校周辺で市が指定する歩道				歩行に支障とならない路面状況	除雪機械の幅による	タイヤショベル ロータリー車 ハンドガイド(人力)

※大雪・災害時の道路状況によっては、これによらない場合があります。

道路の種別

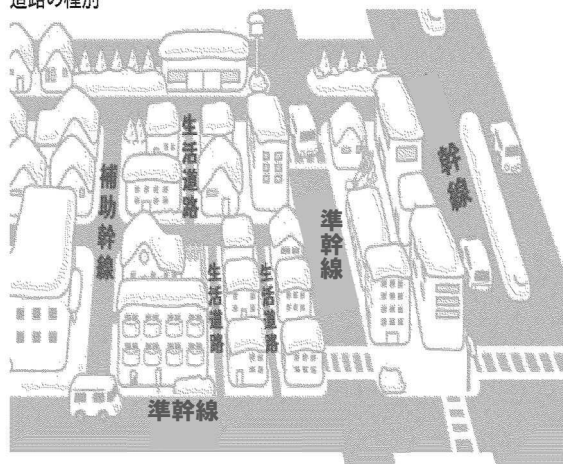


図 1 道路種別概略図

種別	道路形状	概要
1種道路	4車線	幹線道路。 片側2車線の道路。
2種道路	2車線+ 停車帯	準幹線道路。 側線により概ね車両1台分の停車スペースがある道路。
3種道路	2車線	補助幹線道路。 片側1車線のほか、停車スペースのない道路。
4種道路	車線区分なし	生活道路。 居住などの日常生活を主体に利用される宅地に於いて設けられる道路。

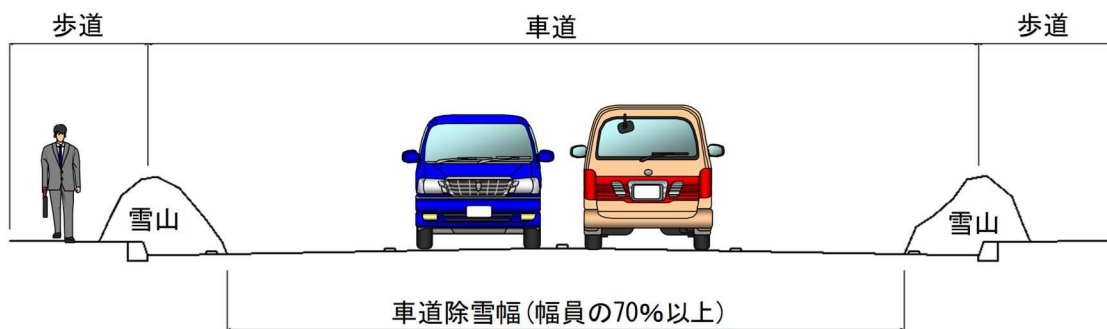


図2 除雪イメージ(幹線道路)

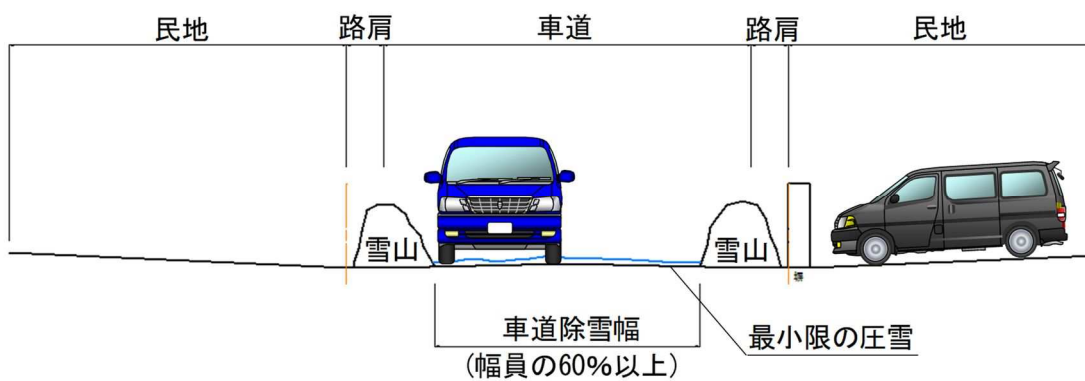


図3 除雪イメージ(生活道路)

5 除雪の基本的な流れ

一次除雪

* 新雪除雪

雪が降ったときに行う最初の除雪。降雪量10～15cmを目安に、雪質や路面状況を勘案し実施しています。



二次除雪

* 吹込除雪

吹雪により通行障害の危険性がある場合に行う除雪。

* 拡幅除雪

新雪除雪時に寄せた道路脇の雪山を、ロータリー車で削ることで車道幅を広げる作業。

* 路面整正

グレーダーなどで車道の凸凹やわだちを除去する作業。

* 運搬排雪

路肩に堆積された雪山をタイヤショベルなどでダンプトラックに積込み運搬する作業。

* 交差点雪山処理

幹線道路の交差点に積雪された雪山を除雪ドーザなどで除去する作業。

* 凍結防止剤散布

坂道や交差点など車両通行上危険な場所に凍結防止剤を散布する作業。

2 除雪の体制

1 除雪の体制

帯広市の除雪作業は、市街地の幹線道路の一部を直営除雪で行い、その他の車道や歩道を民間業者による委託除雪により行います。

委託除雪は市内を7つの地区(ブロック)に分割し、各地区に、除雪センターを設置し業務の拠点としています。

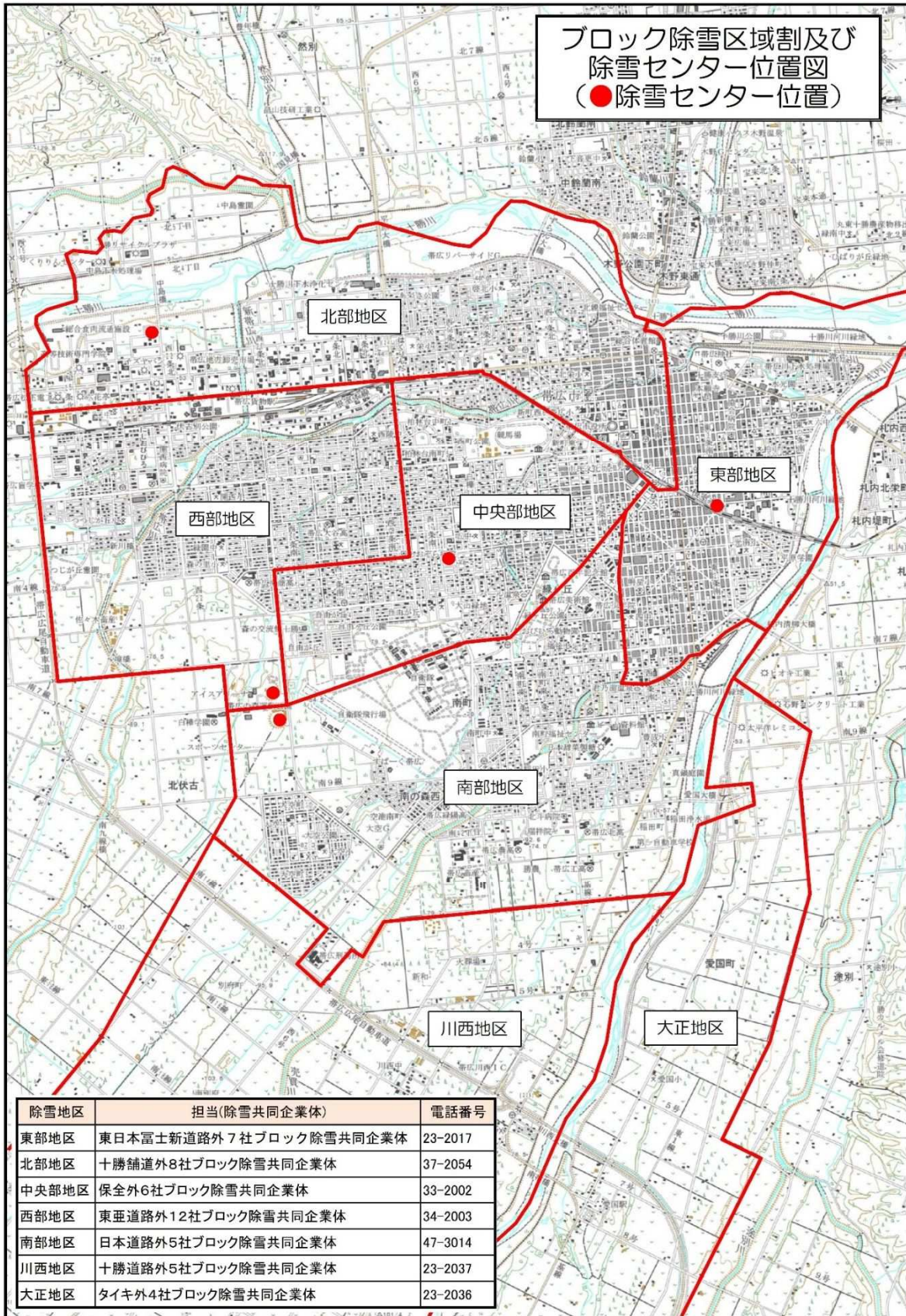
直営除雪

市内幹線道路 (一部)	帯広市 都市環境部 土木室 道路維持課	南町南6線46番地4 (帯広市道路車両センター)
----------------	---------------------	-----------------------------

委託除雪

除雪地区	担当(除雪共同企業体)	所在地
東部地区	東日本富士新道路外7社ブロック 除雪共同企業体	東4条南16丁目18-3
北部地区	十勝舗道外8社ブロック 除雪共同企業体	西23条北2丁目17-5 (十勝舗道株式会社内)
中央部地区	保全外6社ブロック 除雪共同企業体	西17条南5丁目5-1
西部地区	東亜道路外12社ブロック 除雪共同企業体	南町南7線 (帯広の森陸上競技場内)
南部地区	日本道路外5社ブロック 除雪共同企業体	南町南7線56 (帯広の森野球場内)
川西地区	十勝道路外5社ブロック 除雪共同企業体	東1条南23丁目8 (十勝道路株式会社内)
大正地区	タイキ外4社ブロック 除雪共同企業体	西1条南29丁目17 (タイキ工業株式会社内)

ブロック除雪区域割及び
除雪センター位置図
(●除雪センター位置)



除雪地区	担当(除雪共同企業体)	電話番号
東部地区	東日本富士新道路外7社ブロック除雪共同企業体	23-2017
北部地区	十勝舗道外8社ブロック除雪共同企業体	37-2054
中央部地区	保全外6社ブロック除雪共同企業体	33-2002
西部地区	東亜道路外12社ブロック除雪共同企業体	34-2003
南部地区	日本道路外5社ブロック除雪共同企業体	47-3014
川西地区	十勝道路外5社ブロック除雪共同企業体	23-2037
大正地区	タイキ外4社ブロック除雪共同企業体	23-2036

2 除雪機械の説明と台数

(1) 除雪機械の説明

名 称	グレーダー	除雪トラック
役 割	車道(幹線道路)の除雪	車道(農村部)の除雪
性 能	<ul style="list-style-type: none"> 鉄の刃を路面に削りながら雪や氷を除去する。 車体が大きく、小回りが利かない。 	<ul style="list-style-type: none"> プラウ(排土板)により、前方の雪をかき分ける。 作業速度は速いが、小回りは利かない。
		

名 称	タイヤショベル	補助ショベル
役 割	車道(生活道路)及び歩道の除雪	車道(幹線道路)の除雪(間口処理など)
性 能	<ul style="list-style-type: none"> 車道用は、大型のプラウにより雪を左右に振り分ける。 歩道用は、小型バケットを装着している。 	<ul style="list-style-type: none"> グレーダーで除雪後、交差点や住宅の間口等の雪処理に使用する。
		

名 称	ロータリー除雪車	ハンドガイド
役 割	歩道の除雪及び車道の拡幅除雪	歩道の除雪
性 能	<ul style="list-style-type: none"> 前方に取り付けた刃の回転により雪を飛ばす機械。 	<ul style="list-style-type: none"> 大型の機械が入れない狭い所を除雪する小型機械。(小型機械が入れない狭い所は、人力で行う。)
		

(2) 除雪機械の台数

(台)

機 種	車 道			歩 道			計
	直営	委託	計	直営	委託	計	
除雪トラック	—	17	17	—	—	—	17
タイヤショベル	2	63	65	—	31	31	96
グレーダー	3	37	40	—	—	—	40
グレーダー補助ショベル	4	72	76	—	—	—	76
ロータリー	1	2	3	—	17	17	20
ハンドガイド	—	—	—	—	6	6	6
計	10	191	201	—	54	54	255

※直営「グレーダー補助ショベル 4台」は借り上げによる

(3) 除雪機械台数の前年度対比

(台)

機 種		令和5年度	令和4年度	増△減
車 道	除雪トラック	17	17	0
	タイヤショベル	65	66	△1
	グレーダー	40	40	0
	グレーダー補助ショベル	76	78	△2
	ロータリー	3	3	0
車道除雪計		201	204	△3
歩 道	タイヤショベル	31	32	△1
	ロータリー	17	13	4
	ハンドガイド	6	6	0
歩道除雪計		54	51	3
合 計		255	255	0

(4) 令和6年4月以降の体制

令和6年4月1日から5月中旬までは、除雪出動基準に基づく除雪体制を整え、除雪作業を行います。ただし、各地区の除雪センターは3月31日で閉鎖し、業務の拠点を市道路車両センター(道路維持課)に集約します。

(台)

機 種	車 道			歩 道			計
	直営	官貸車	計	直営	官貸車	計	
除雪トラック	—	9	9	—	—	—	9
タイヤショベル	2	—	2	—	—	—	2
グレーダー	3	10	13	—	—	—	13
ロータリー	1	—	1	—	6	6	7
計	6	19	25	—	6	6	31

3 除雪の実施延長

1 車道除雪延長

	認定路線	認定外路線	計
	除雪延長 A (km)	除雪延長 B (km)	除雪総延長 A+B (km)
市街地	787.3	63.1	850.4
川西 大正	469.7	36.6	506.3
計	1,257.0	99.7	1,356.7

※認定路線：帯広市が有する道路の内、道路法に基づき市議会の議決を経て認定された道路

※認定外路線：帯広市が有する道路の内、市道認定されていない道路

2 歩道除雪延長

区 分	除雪延長 (km)
機 械 除 雪	431.5
人力・ハンドガイド	44.3
計	475.8

3 運搬排雪・拡幅路線延長

降雪量や道路の状況により、運搬排雪または拡幅除雪の実施を計画している路線です。

区 分	延長 (km)
運搬排雪路線	45.8
拡幅路線	170.6

4 除雪延長の前年度対比

区 分	単位	令和4年度	令和5年度(計画)	増△減
車道除雪延長	k m	1,356.9	1,356.7	△0.2
歩道除雪延長	k m	474.4	475.8	1.4

5 直営・委託除雪延長内訳

項 目	単位	車 道	歩 道	合 計
直 営	k m	10.0	0.0	10.0
委 託	k m	1,346.7	475.8	1,822.5
合 計	k m	1,356.7	475.8	1,832.5

4 冬期間の安全管理

1 凍結路面对策の実施

(1) ロードヒーティング・定置式路面凍結防止剤散布装置

一部の坂道や、駅の周辺にロードヒーティングや定置式路面凍結防止剤散布装置*を設置しています。

表1 ロードヒーティング設置個所一覧

ロードヒーティング

①	西5号坂	緑ヶ丘7丁目	車道延長：207m 歩道延長：318m
②	西6号坂	西16条南6丁目	車道延長：210m 歩道延長：210m
③	南8線坂	西15条南35丁目	車道延長：96m 歩道延長：168m
④	帯広駅南周辺部 (交通広場・十勝プラザ)	西3条南13丁目外	歩道・横断歩道延長：546m
⑤	帯広駅北周辺部 (交通広場・南11丁目線)	西2条南12丁目外	歩道・横断歩道延長：809m
⑥	弥生通副道	西14条南29丁目	車道延長：151m 歩道延長：132m
⑦	帯広駅バスターミナル (帯広駅北側)	西1条南12丁目	歩道・横断歩道延長：297m

定置式路面凍結防止剤散布装置

①	西10号坂 (栄通)	西20条南6丁目
②	西9号坂 (19条通)	自由が丘4丁目



ロードヒーティング



定置式路面凍結防止剤散布装置

※定置式路面凍結防止剤散布装置： 路面の温度や雪を感知し、自動的に路面凍結を防止する薬剤を散布する装置

(2) 凍結防止剤(焼砂)散布

市内中心部にある横断歩道部のアイスバーン除去を行うほか、幹線道路の交差点や坂道を中心に、必要に応じて滑り止め用の焼砂や凍結防止剤を散布します。

(3) 砂箱の設置

路面凍結により、通行が困難な坂道などに、滑り止め用の砂が入った「砂箱」を設置し、道路利用者が自由に滑り止め用の砂を利用できるように配備します。

(車道用 58 か所、歩道用 4 か所)



(4) 焼砂の無料配布

生活道路や学校周辺の歩道などに撒いていただけるよう、滑り止め用の焼砂を無料配布します。

安全・安心な道路環境維持にご協力をお願いします。



焼砂の無料配布(左：配布用焼砂、右：チラシによる周知)

2 二次除雪の実施

(1) 拡幅除雪

新雪除雪後に発生する雪山により道路の幅が狭くなり、車や歩行者の通行に著しく支障がある場合は、拡幅除雪を実施します。

(2) 路面整正

路面にわだちや段差が発生し通行に著しく支障がある場合は、路面整正を実施します。

(3) 交差点の雪山処理

道路の交差点部は、雪山により見通しが悪くなり、車両や歩行者の発見が遅れ、事故の危険性が高まります。このため、除雪作業時は交差点右側の雪山を低くするよう努めるほか、必要に応じて雪山の除去を実施します。

特に、小中学校周辺においては交差点排雪を強化し、通学路における冬期間の安全対策の推進を図ります。

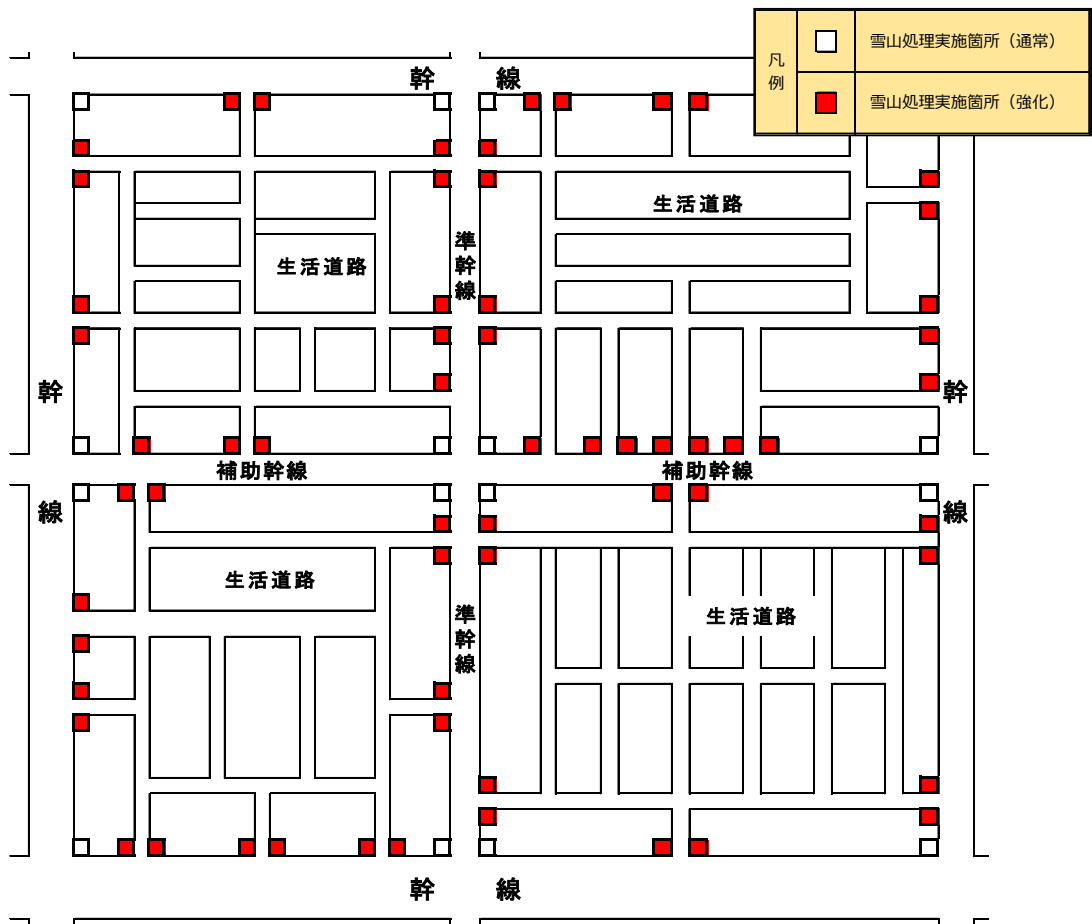


図1 雪山処理概要図



3 その他

(1) 道路パトロール

道路状況の把握や除雪状況の確認のため、市と除雪共同企業体により道路パトロールを実施します。

(2) 雪捨場

市民の雪捨てや、排雪に対応するため、3か所の雪捨場を設けます。

表2 雪捨場一覧

名称	住所	面積(m ²)
十勝川(西18条)雪捨場	西18条北3丁目	40,000
札内川(依田)雪捨場	幕別町依田	49,000
札内川(大正)雪捨場	富士町基線19号	8,100
開設期間	令和5年11月15日～令和6年3月31日	

※詳しい位置図は添付資料「雪捨場位置図」(P19参照)

(3) 情報の発信

「広報おびひろ」を通じて、帯広市の除雪対策を周知するほか、ホームページやSNS(ライン、フェイスブック、X(旧ツイッター))を活用し、除雪の出動状況や気象庁で発表している天気予報などの情報を発信します。

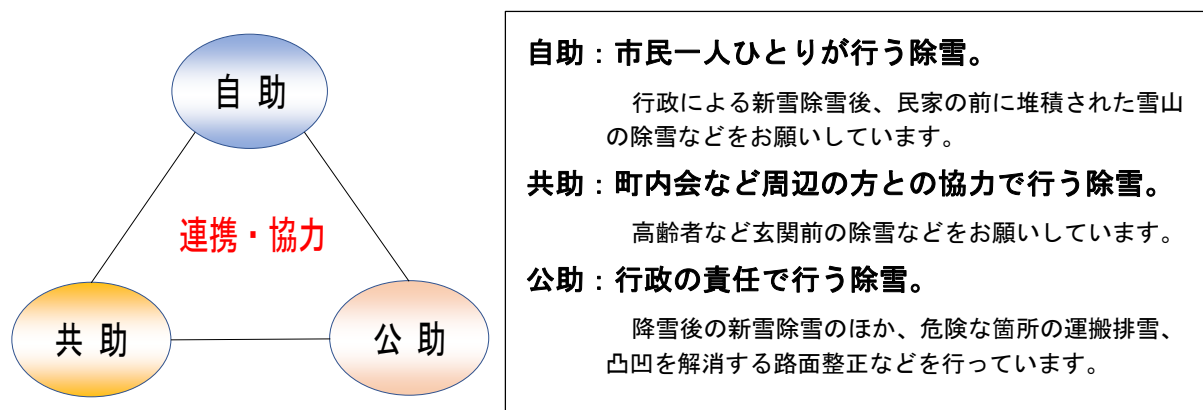
令和5年3月末時点

5 除雪連絡協議会

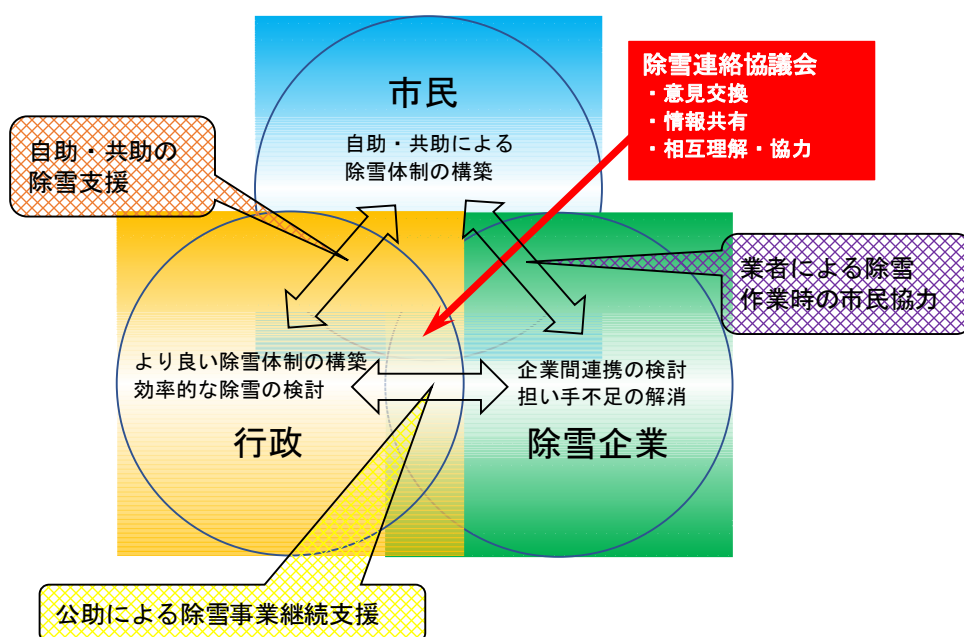
1 除雪連絡協議会

冬期間の生活環境向上に向けた方策を検討するため、市民・除雪業者・行政で構成する「総合除雪連絡協議会」とブロックごとに構成する「地区除雪連絡協議会」を設置しています。

それぞれの代表者が対等の立場で協議を行い、今後の自助・共助・公助の三助による除雪体制の構築を目指すべく情報発信を行い、連携をより強いものとしていきます。



三助による連携・協力



除雪連絡協議会の概念図

6 パートナーシップ除排雪

1 パートナーシップ除排雪制度

除雪を行うことにより、生活道路両側の雪山が大きくなります。それに伴い道路幅が狭くなることで通行が困難になり、地先の方や利用する市民から排雪に対する要望・意見が多く寄せられます。

また、高齢者や身体に障害のある方々、いわゆる「除雪弱者」の玄関先除雪の要望も増えています。

このことから、冬の暮らしを快適にするための一助として、自助・共助による除排雪支援を行っていきます。

2 パートナーシップ除排雪メニュー

(1) 小型除雪機械購入補助(ハンドガイド及び小型融雪機械)

町内会が市道の除雪を行う際に使用する小型除雪機を購入する場合、購入費の半額を補助する制度です。

(2) 小型除雪機の借上補助(ハンドガイド及び小型ショベル)

町内会が市道の除雪を行う際に使用する小型除雪機を借上する場合、借上費の半額を補助する制度です。

(3) パートナーシップ排雪補助

町内会が業者と協議し、実施計画を立案のうえ排雪を実施する場合、その費用の半額を補助する制度です。対象は地域内の市道ですが、交差点の排雪や高齢者などの玄関先の除排雪も地先の方と合意が得られた場合には対象となります。

(4) 町内あき地利用

町内会区域内のあき地について、地主から町内会の雪堆積場として了承をもらい、使用する場合の費用を補助する制度です。

3 小型除雪機貸出制度

狭くなった道路の除雪や、地域に居住する高齢者宅周辺の除雪を行う場合、市でリースしたハンドガイド除雪機を無料で貸出しする制度です。

4 注意事項

- 補助の金額にはそれぞれ上限があります。
- 複数の町内会がまとまって申請することが可能です。
- (1)から(4)は、1シーズン1項目の利用に限りませんが、(4)町内あき地利用については(1)から(3)と重複利用を可能とします。
- 小型除雪機貸出制度は、原則1町内会当り1シーズン1回限りかつ2週間以内の利用において貸出し、市道の除雪を行っていただくものです。

7 帯広市からのお願い

1 市民へのお願い

円滑な除雪作業を行うため、「広報おびひろ」や「くらしのガイド」などの媒体を活用し、下記の6点について、協力をお願いしていきます。

(1) 路上駐車禁止

除雪作業最大の「妨げ」であり、作業時間が遅れるだけでなく、場所によっては除雪ができないこともあります。

路上駐車は絶対にやめてください。



(2) 玄関前の雪山処理

生活道路では、除雪後に帯状の雪山が家の前に残ってしまいます。

玄関前の雪の処理は各家庭でお願いします。
ご理解とご協力をお願いします。



(3) 道路への雪出し防止

道路へ雪出しをすると、除雪作業が遅れるだけでなく、わだちやザクザク道路の原因となり、大変危険です。

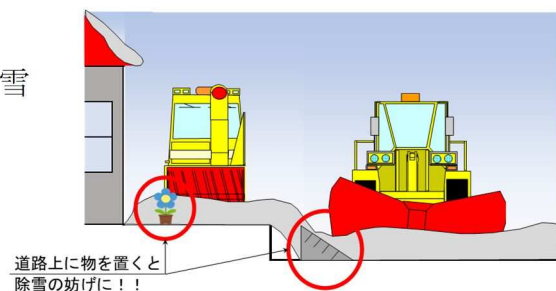
車道への雪出しは絶対にやめてください。



(4) 道路上に物を置かない

除雪作業の支障となるだけでなく、除雪機械の故障の原因にもなります。

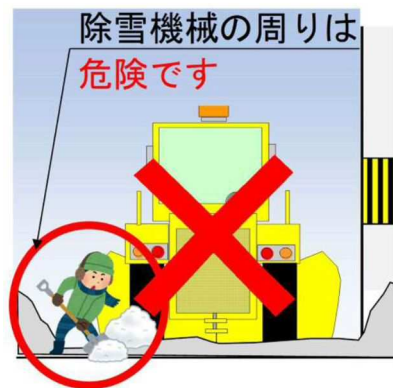
道路上に物は置かないでください。



(5) 除雪車への接近禁止

除雪車は視界も狭く、周囲は非常に危険です。

絶対に近づかないでください。

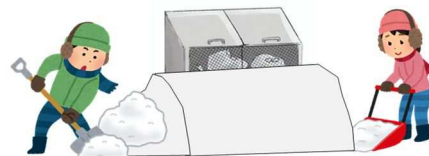


(6) ごみステーションの管理

降雪量によってはゴミステーションの前に帯状の雪が残ってしまいます。

ゴミステーション前の除雪は利用している町内会の皆様でお願いいたします。

ゴミステーション前の除雪をお願いします。



2 除雪連絡協議会へのお願い

「1. 市民へのお願い」に記載した6点について、除雪連絡協議会を通して効果的な啓発に努めるほか、自助・共助の除雪体制の構築に向けて連携を強化していきます。

3 関係機関、団体へのお願い

安全・安心な道路環境維持に向けて、下記の関係機関に対して協力をお願いしていきます。

(1) 帯広警察署

路上駐車や道路への雪出しに対して注意を呼びかけられるよう連携をお願いしていきます。

(2) 帯広開発建設部

国道と市道との交差点部除雪について、スムーズな作業ができるよう連携をお願いしていきます。

(3) 帯広建設管理部

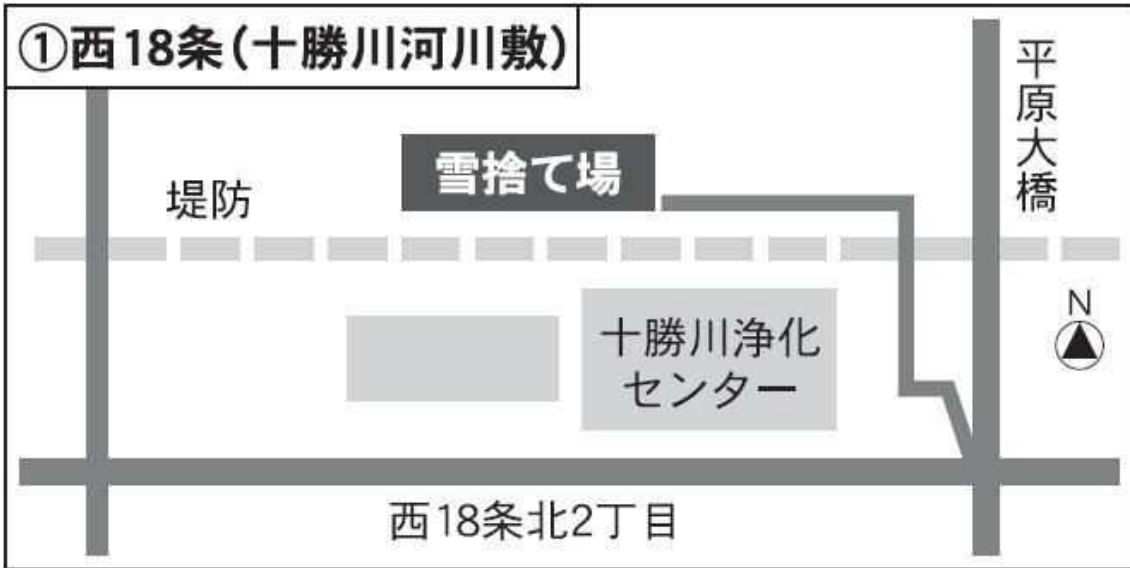
道道と市道との交差点部除雪について、スムーズな作業ができるよう連携をお願いしていきます。

(4) 市内小中学校

学校周辺及び通学路の安全確保に向けて、学校敷地内への排雪など協力をお願いしていきます。

添 付 資 料

雪捨場位置図



令和 5 年度 パートナーシップ除雪事業メニュー

項目	補助金額等	申請者	内容	備考
①小型除雪機械 購入補助	22万円以内	町内会長	<ul style="list-style-type: none"> 町内会が地域の市道除雪及び地域に居住する高齢者の玄関先除雪をしようとするために小型除雪機械を購入するとき、その半額を助成する。 1町内会1台とする。 処分制限がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 小型融雪機械を含む。 複数町内会の申請可能。 町内あき地利用制度と重複利用が可能。
②小型除雪機械 借上補助	1年 4万8千円以内	町内会長	<ul style="list-style-type: none"> 町内会が地域の市道除雪及び地域に居住する高齢者の玄関先除雪をしようとするために小型除雪機械を借上げるとき、その半額を助成する。 1町内会1台とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 小型融雪機械・中古の小型除雪機械を含む。 複数町内会の申請可能。 町内あき地利用制度と重複利用が可能。
③パートナーシップ 排雪	1km当たり 38万円以内	町内会長	<ul style="list-style-type: none"> 町内会が主体となって排雪の実施計画をたてて市に申請する。 排雪対象は、地域内の市道のみとし私有地は含まないが、高齢者や身体障害者の玄関先の除排雪も町内会の合意が得られれば対象にできる。 町内会は、実施業者を決定し、実施日時・実施機械の選考等を実施業者と調整する。 利用は、1シーズンにつき1町内1回とする。 市と町内会は、要した費用の半額をそれぞれ負担する。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点のみの排雪含む。 複数町内会の申請可能。 町内あき地利用制度と重複利用が可能。
④町内あき地利用 制度	330㎡未満 10千円 330㎡～660㎡未満 15千円 660㎡以上 20千円	町内会長	<ul style="list-style-type: none"> 町内会は、町内の雪堆積場として使用するため、町内にある空き地を地主から借りうける。 町内会は、契約期間が満了したときには町内会の責任で原状に回復させて土地を地主に返還する。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数町内会の申請可能。 ①～③のメニューと重複利用が可能。

○受付期間：令和5年11月1日（水）～令和6年1月31日（水）

※ 先着順とし、予算に達し次第受付を締め切ります。

※ 受付初日に多数の申し込みがあった場合のみ、抽選を行います。

【除排雪に関するお問い合わせ】

- ・帯広市都市環境部土木室道路維持課 0155-48-2322
- ・除雪センター
 - 東部地区除雪センター 0155-23-2017
 - 北部地区除雪センター 0155-37-2054
 - 中央部地区除雪センター 0155-33-2002
 - 西部地区除雪センター 0155-34-2003
 - 南部地区除雪センター 0155-47-3014
 - 川西地区除雪センター 0155-23-2037
 - 大正地区除雪センター 0155-23-2036

【インターネットによる市道の除雪状況確認について】

市道の除雪情報は帯広市ホームページ、もしくはツイッターやフェイスブックから確認できますので、ご利用ください。

- ・帯広市ホームページ <http://www.city.obihiro.hokkaido.jp>
- ・帯広市ツイッター http://twitter.com/obihiro_city
- ・帯広市フェイスブック <http://ja-jp.facebook.com/obihirocity>
- ・帯広市Yahoo!暮らし <https://kurashi.yahoo.co.jp/hokkaido/01207>

帯 広 市 除 雪 実 施 計 画

令和5年10月作成

発行 帯広市都市環境部土木室道路維持課
帯広市南町南6線46番地4
電 話 (0155) 48-2322
F A X (0155) 48-2319